

# ニュース・レター

第41号 2011.4.6

E-mail [asunokai@navs.jp](mailto:asunokai@navs.jp) URL <http://www.navs.jp>

全国犯罪被害者の会



〒100-8698  
郵便事業株式会社 銀座支店  
郵便私書箱2346号

TEL:03-5319-1773 FAX:03-5319-1774

## CONTENTS

代表就任に際して 林 良平	02	ご挨拶 石原慎太郎 東京都知事／杉浦正健 元法務大臣	06
第11回大会・シンポジウム「新しい犯罪被害者補償制度を求めて」		講演「被害者の心を思う」 作家 夏樹静子 氏	07
開会の辞／祝辞 村田吉隆 衆議院議員	03	パネルディスカッション「新しい犯罪被害者補償制度」	09
祝辞 高橋 宏 首都大学東京理事長	04	全国犯罪被害者の会 大会／大会決議／大会・シンポジウムに参加して	20
感謝状贈呈	04	活動報告／幹事会・地区集会報告	24

3月11日㈮に発生した東日本大震災により亡くなられた方々のご冥福を祈り、被災された皆様のご家族の方々に心を送り、よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧復興をお祈り願っております。

## 代表幹事辞任にあたって

顧問 岡村 勲

2000年1月23日のあすの会の設立から今まで、代表幹事を務めさせて頂きましたが、第11回大会をもつて代表幹事および幹事を辞任することになりました。

弁護士でありながら被害者を全く知らなかった私が、代表幹事を務めることができましたのは、偏に会員や支援者の皆さんのご指導ご協力の賜物であり、心から感謝申し上げます。

この11年間に被害者のおかれた環境は大きく変わりました。犯罪被害者等基本法の制定をはじめ、犯罪被害者等基本計画の策定、刑事裁判への被害者参加、損害賠償命令、少年審判の傍聴、凶悪犯罪の公訴時効の廃止、遡及適用などの制度も作られました。

顧問弁護団のヨーロッパ調査、会員の全国的な署名活動、応援してくださる地方議会、小泉総理を始めとする政治家の方々、報道機関、皆さんの協力があってこれらの制度が生まれたのです。

刑事司法は大きく変わりました。

しかし、いくら裁判に参加することができても、日々の生活費や医療費に苦しむようでは、被害者は救われま

せん。加害者から賠償をとることが事実上不可能である以上、国が補償する制度を作らなければなりません。

既にあすの会はイギリス、ドイツに調査団を派遣し、その結果を踏まえて、新しい補償制度案を発表しております。この実現が今後のあすの会の課題となります。

この課題を残しながら、代表の座を降りることは心残りですが、やがて82歳になる私には、先頭に立って運動する体力がなくなりました。

補償の必要性を身をもって痛感し、私を被害者運動に引っ張り出した林良平さんが新代表幹事に就任します。副代表幹事として活躍してこられた松村恒夫さんが代表幹事代行となり、法律に詳しい高橋正人弁護士と優れた見識をもつ土師守さんが副代表幹事として新代表の両脇を固め、他の幹事とともに、補償問題に取り組んでくださることになりました。私も顧問としてできる限りの協力をする積もりでございます。

被害者にとってあすの会の存在はまだまだ必要です。どうか、今後ともあすの会のためにご協力を賜りますよう、お礼とともにお願い申し上げる次第でございます。

長い間、本当にありがとうございました。

## 代表就任に際して

代表幹事 林 良平

あすの会第11回大会で、岡村代表が退任され、顧問となられました。その後任として私に命が下ったのですが、もし岡村代表が顧問として残ってくださされなければとても引き受けられるものではありませんでした。自分の役柄ではないと思っていました。

1995年1月、阪神大震災の8日後、看護師として勤務していた妻が殺人未遂事件の被害者となりました。勤務先病院の医師の身代わりとして出刃包丁を根元まで突き刺されたのです。妻は身障者一種2級という重い後遺障害を負い、16年経った今も車椅子生活です。医療費も長い間自己負担してきました。

私は、事件当時、5才と6才だった息子の育児と、妻の介護を余儀なくされ、生活も苦しい中、岡村先生はじめ多くの方々の支えもあってこれまでを過ごしてきました。否、多くの皆さんの支えが無ければとてもここまでやってこられなかっただろう。

2000年1月23日、あすの会設立の日、私は故郷の鹿児島にいました。肝臓癌だった妻の父の葬儀でした。岡村先生からは花輪が届いていました。娘を被害者にされた義父には、設立総会まで生き永らえて欲しい…そう願いながら大会の準備に携わっていたのですが間に

合いませんでした。あれから、あっという間に、11年が経過しました。

犯罪被害者に関する多くの法律が整備されたことは皆様の記憶に新しいと思います。しかしある課題は山積しております。11回大会では、犯罪被害者の補償に関する課題が浮き彫りにされたと思いますが、百人百様の被害者の実情からすれば、これもまだホンの一部でしかないと思わねばなりません。

「あすの会」という通称は、岡村先生の提案でした。「自分たちが刑事司法で受けた悔しい思いを、もし明日、不幸にして被害者になってしまった人には味わって欲しくない!」そういう痛烈な思いが伝わり、幹事全員一致で決まりました。

私たちはこれから新しい目標に向かって進んで突き行かねばなりません。それは、これから先、「自分たちの明日のためにも」活動してゆく事。被害者遺族でない私の役割はそこにしかない。そう思っています。そのためには、皆様のご意見、また、1人1人のお言葉がさらに大事になるでしょう。この事を常に肝に銘じながら皆様と共に歩んでゆければと考えています。

どうぞよろしくご指導ご鞭撻お願いいたします。



## 第11回 全国犯罪被害者会(あすの会)大会・シンポジウム 新しい犯罪被害者補償制度を求めて

去る1月23日(日)、東京・九段の科学技術館サイエンスホールで、全国犯罪被害者会大会・シンポジウムが開かれました。犯罪被害者を取り巻く深刻な経済問題に関するシンポジウムを通じ、今後、取り組むべき課題が明確にされました。また本大会をもって岡村勲が代表幹事を退き、林良平が新代表幹事に就任しました。

今回のニュースレターは、大会・シンポジウムの模様をダイジェストでお届けします。

### 開会・祝辞・感謝状贈呈式

#### 開会の辞

代表幹事 岡村 勲

本日は、日曜日にもかかわりませず、第11回全国被害者会大会にご参加いただき誠に有り難うございます。特に、元犯罪被害者担当大臣村田吉隆先生、犯罪被害者会支援フォーラム代表、首都大学東京理事長高橋宏様にはご多忙のところをご祝辞を頂き、また作家夏樹静子先生には遠路はるばる上京して記念講演を頂くことになりました。心から感謝申し上げます。

5人で発足したあすの会でしたが、今、会員は約400人となりました。当会の第1の目的である刑事司法上の犯罪被害者の権利は、昨年の凶悪犯罪の公訴時効の廃止、大幅延長、遡及適用によってほぼ達成できましたが、これもひとえに皆様のご協力・ご支援の賜物と感謝申し上げる次第です。

しかし、第2の目的である被害者補償制度は、犯給法の若干の手直しがあった程度に過ぎず目的を達成しておりません。本日のシンポジウムは、その問題点を浮き彫りにするものですから、ぜひお聴きいただきたくお願い申しあげます。

ところで私は、当会創設以来代表幹事を務めてまいりましたが、今大会の終了をもちこれを辞することにいたしました。今日まで多くの方々に支えられてまいりましたが、代表幹事としての最後の日にあたり、特に

お世話になった方々に対して感謝状を贈呈して感謝の意を表させていただきたいと存じます。

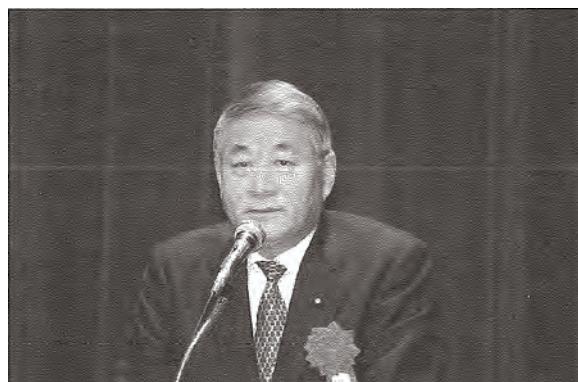
後ほど改めて退任のご挨拶を申し上げますが、とりあえず開会の挨拶とさせていただきます。

有り難うございました。



#### 祝 辞

衆議院議員 村田吉隆 元犯罪被害者対策担当大臣



まず、今日代表幹事を退任される岡村弁護士のこれまでの大変な努力に敬意を表したいと思います。

本当に多くの皆さん方が努力をされて基本法ができました。当時、国家公安委員長を担当していた私は、基本計画を作る際に小泉首相から担当しろと言われたことをよく覚えております。法律ができ、基本計画作成のための準備を進めていく中で、細かい問題をひとつひとつ解決していくためにも、いろいろな苦心がありました。被害者やそのご家族の皆様には未だしというところが数々あるでしょうが、犯罪被害者の権利を守る、あるいは犯罪被害者の生活を支援するための措置が整ってきたのではないかと思います。今年の2月には第二の基本計画が閣議決定される運びとなるはずです。その中でやはりこの問題に対して広く国民が認識していくことが必要ですし、自治体の犯罪被害者支援のための基本的な構えをより充実させていくことが必要です。まだ犯罪被害者支援のためのいろいろな枠組みで足らないところを、今日のシンポジウムを通じて、さらに充実する動きが広がればと、かつての担当者として願っております。

最後になりますが、岡村弁護士にはご健康にご留意されて、今後もこの活動が広がりますようにご支援を賜りたいとお願いをいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

## 祝　辞

高橋 宏 首都大学東京理事長



皆さんよくご存じのように岡村さんは、奥さんを平成9年10月10日に西田久という男に殺されました。事件の後、岡村さんは「俺は生きている甲斐はない。死ぬ」と言っていたら、お嬢さんが「お父さん、世の中にはもっと可哀想な犯罪被害者がたくさんいるんです。ここで立ち上がって、一緒になって犯罪被害者を助ける運動をやりましょう」と言い、あすの会を作るべく運動をしました。今から11年前のことです。

岡村さんは敢然と立ち上がり、また岡村さんを助けるとみんなが結集して助けてくださいました。ここには議員の皆さんや法曹界の方がたくさん来ていらっしゃいますが、本当によくやっていただきました。また、岡村さんは大変行動力のある方で、会を立ち上げてすぐにアメリカやイギリスやドイツ、フランスと駆け回って、それぞれの国の裁判制度、犯罪被害者の扱いを徹底的に調べられ、国会議員の先生や法曹界の人たちに働きかけて、犯罪被害者を支援するたくさんの立法に貢

献された。岡村さんは犯罪被害者の人たちにとって光、ガイディングライトになられた。また、諸澤英道先生をはじめ、善意の人たちが精一杯、正義を守らなければいけないということで結集をされた。

今日も内容のあるセミナーをやっていただくことと思いますが、日本の正義を守るために大いに頑張って参りましょう。

岡村さん、これから代表幹事を後進に譲られた後でも、まだまだ元気な限りは助けてください。どうもありがとうございました。

## 感謝状贈呈

岡村 勲

あすの会が設立されて11年、この間多くの方々からご支援をいただきました。

この間、厚い司法の壁を打ち碎いて今日、被害者の権利確立を達成することができましたのは、大勢の方々のご支援・ご協力の賜物でございます。ひとりひとりのお顔が浮かんで参ります。

その中で特にお世話になりました方に、ここで感謝の意を表させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

また、犯罪被害者等基本法成立に際し、先生方には本当にお世話になりました。振り返ってみると、おひとりおひとりの先生方に、そのときそのときにお願いをしたことを思い出しております。感謝状を差し上げるというのは大変僭越なことですけれども、私どもの気持ちとしてお受けいただきたいと思います。



全国犯罪被害者の会では、会の設立・運営にご支援をいただいた方々、犯罪被害者等基本法の成立にご支援をいただいた方々それぞれ以下の皆様に感謝状を贈呈いたしました。



### 感謝状を贈呈した皆様

#### [あすの会設立・運営にご支援をいただいた方々]

石原慎太郎 様(東京都知事・全国犯罪被害者の会を支援するフォーラム代表) 高橋 宏 様(首都大学東京理事長・全国犯罪被害者の会を支援するフォーラム代表) 山本千里 様(全国犯罪被害者の会を支援するフォーラム事務局長) 石塚晴久 様(株式会社共立メンテナンス会長) 沢村 修 様(代理・沢村太郎 様)(恵比寿化成株式会社会長) 山口典子 様(堺市女性団体協議会委員長・堺市議会議員) 戸田登志雄 様(櫻の会) 諸澤英道 様(常磐大学理事長) 山藤章二 様(イラストレーター)(ご欠席)

#### [犯罪被害者等基本法成立にご支援をいただいた方々]

保岡興治 様(元法務大臣) 高村正彦 様(元法務大臣) 森山眞弓 様(元法務大臣) 野沢太三 様(元法務大臣) 杉浦正健 様(元法務大臣) 森 英介 様(元法務大臣) 村田吉隆 様(元国務大臣) 上川陽子 様(元国務大臣) 加藤公一 様(元法務副大臣 代理) 早川忠孝 様(元法務大臣政務官) 和田宗春 様(都議会議長)

(以下、ご欠席の方)小泉純一郎 様(元総理大臣) 安倍晋三 様(元総理大臣) 白井日出男 様(元法務大臣) 南野知恵子 様(元法務大臣) 長勢甚遠 様(元法務大臣) 鳩山邦夫 様(元法務大臣) 千葉景子 様(元法務大臣) 塩崎恭久 様(元官房長官) 平沢勝栄 様(元内閣府副大臣) 漆原良夫 様(元国会対策委員長)



## ご挨拶

石原慎太郎 東京都知事

私たちがしたことは、本当にメンタルサポートの域を出ません。岡村さんは、人間社会にとって非常に大事な、基本的なことを見事に成し遂げられたと思います。これも皆さんのご協力あってのことだと思います。私と岡村さんは、私が運輸大臣をしておりましたときにある事件の補償問題でご縁がありました。その岡村さんの身辺にとんでもない事件が起き、それをきっかけにして、いかに被害者が虐待されているか、数多くの事例を話されました。

それはいけない、とにかく直さなくちゃいかんということで、我々一橋の同窓有志が集まったわけです。そのとき、東名の出口の用賀でいつも違法な飲酒運転している札付きのダンプの運転手が追突して、親子4人が重軽傷を負いお子さんが2人亡くなられ、事件発生当時、いかに警察が杜撰な処置しかしなかったということを、岡村さんは繰々話されました。皆ショックを受けて、慄然としたことを今でも覚えています。それがひとつつのエネルギーとなって、物事が進み今日に至ったと思います。まだ問題は残っていると思いますが、岡村さん以下、皆様方が努力されて今日ここまでやってきた。何年ぐらい前でしたか、岡村さんと2人で話し合ったときに、「いや石原、俺は女房がああやって殺されなかつたら、今頃、まだ加害者の弁護をしていたかもしれない」と慨嘆をしたのが非常に印象的でした。

岡村さんと多くの方々の志が合わさってこうした会ができた。これは岡村さんの奥さんに対する最大の供養だと私は思います。

今、明らかに国家は衰運を辿っています。いろいろ忌わしい事件の中で、被害者が社会的に弱者としての取り扱いしかうけないまま呻吟される。この体制を克服していくかないと本当に安心してこの社会に住めないことを痛感します。

これからも皆さんのご尽力、ご努力を期待いたします。ありがとうございました。



## ご挨拶

杉浦正健 元法務大臣



岡村先生は第一東京弁護士会の先輩で、心から尊敬しております。弁護士活動でも鍛えられました。弁護士界のリーダーとして、ゆくゆくは日弁連の会長にもなってもらおう、頑張っていただこうと思っていた矢先にあの忌まわしい事件が起こりました。我々仲間は皆、先生が自殺されるんじゃないかと心配していたのですが、立ち直られて、この会の設立に向けて前進されました。国政の場でそれを受け取らせていただき、同志の皆様とご一緒にささやかながらもご尽力させていただき大変光栄です。今日、感謝状をいただいたことも大変ありがとうございます。

当時、自民党には司法制度改革推進本部というものがあり、司法制度改革調査会などいろいろな会にも岡村先生にお出でいただきました。皆さんに集められた署名を頂戴し、官邸にも届けました。自民党は司法制度改革の重要な柱、制度として位置づけて検討する一方、小泉総理は皆さんを前にして「これは大事だからやらなければいかん」と一大号令を発せられたわけです。それで、腰の重かった法務省をはじめ役所が動き始めました。そして法務の重鎮の方々、法務大臣、歴代の官房長官、官邸の皆様方のご理解とご支援をいただいてここまで参りました。ただし、まだ道は半ばです。とくに日弁連は怪しからん。まだまだ被害者の方々への対応は後ろ向きであり、これを何とか前向きにしなければならないと思っております。制度面でも補償制度をはじめまだ検討すべき課題はたくさんあります。

この会の活動の基盤の上に被害者の気持ち、立場がしっかりと司法の中に生きるようにご尽力を賜わりたい。またこの会がますます発展されることを祈念する次第です。

岡村先生は退かれるということですが、今後とも弁護士界のリーダーとして、これからも我々の先頭に立ってやっていただけますように、あすの会を盛り上げ、公正な元気のある日本に向かって進んでいきますように心からご祈念申し上げます。

# 講演「被害者的心を思う」 作家 夏樹静子 氏

今日は全国犯罪被害者の会にお招きいただきまして、あらためて御礼申し上げます。思えばわずか10年あまりの間に、まったくゼロからというよりも、ほとんどマイナスの状態から出発なさって、あすの会がこれだけの実績を築かれた、社会に大変革をもたらされたことは、奇跡としか言いようがないぐらいの気がいたします。その間、どれだけ多くの尊い犠牲や想像もつかないほどの血のにじむご努力があったと思いますと、会員の皆様や支援者の方々に、本当に心からの敬意を表したいと思います。

一昨年の8月からご存じの通り裁判員裁判が始まり、第1回は東京地裁で裁判が行われました。事件は家庭を持つひとりの初老の男性と息子さんや家族のある中年の女性とのご近所トラブルで、初老の男性がその婦人を刺殺したというものです。私も新聞社から依頼があり傍聴させていただきました。そこでたまたま岡村先生ともお会いしています。

裁判員裁判の法廷に入り、最初に思ったのは、とにかく法廷の空気が一変したということでした。傍聴席も含めて法廷全体が伸びやかな感じがしました。

空気が変わったのは、「官」と「民」の人数が違ってきたからです。今までの法廷は裁判官や検事さんといった「官」が5人に対して弁護士さんがひとりかふたりいて、被告人がいる。つまり「民」は2、3人でした。ところがこの第1回の裁判員裁判では、裁判官が3人、検事さんが4人、つまり「官」と名のつく方は7人。それに対して、裁判官の横に3人ずつ6人の裁判員がつき、被告人

の弁護人がふたり、そして被害者の遺族の方が出廷なさいました。これはあすの会のご活動の大きな実りのひとつですが、また被害者の遺族の方に付き添う弁護人の方もいらっしゃいました。被告人も民間人です。そうしますと「民」が11人になり、「民」がはるかに多いわけです。そして検察官や裁判官、つまり「官」の方々が被害者のご遺族代表の方や弁護人の方に非常に気を使って発言をしていることを感じられました。

被害者ご自身やご遺族が法廷に出るというのは、本当に大きなことだったと思います。ご長男が直接求刑することもできましたが、このときは付き添いの弁護士が、検察官より重い求刑をされました。また証人には次男の方が出廷され、非常に立派な証言をなさいました。私は非常に感動いたしました。

## 描ききれなかった犯罪被害者・遺族を取り巻く不条理

私は1994年にクロイツェルソナタという長編の小説を書きました。高校2年の女子学生がある日、バイオリン・レッスンに行ったまま帰ってこない。結局、3日半後に使われていない寂しい倉庫の中で、無惨な死体が発見された。そのうち捜査の甲斐があって、未成年の少年が有力容疑者として捕まります。父親はそれを聞いて、わざと別の手がかりを捜査本部に提出し、アリバイが成り立つようにして、その容疑者をあえて釈放させるわけです。そして、自分の手で犯人を捕らえ直して、山荘の地下にある密室に閉じ込めて復讐をしようとする。大事な娘さんを無惨なかたちで殺されたお父さん

にしてみれば、本当にそういう気持ちになるのではないかでしょうか。

結末は省略させていただきますが、そういう「復讐小説」を書きました。大体において復讐小説というのは、結局は犯人憎しということだけです。むしろ加害者の人間性という視点で書かれるものが多い。しかし被害者の苦しみについてはあまり書かれたことがありません。被害者や被害者の遺族は、とにかく持つて行き場の



ない痛憤、苦悩を抱いて生きなければならぬ。ところが犯人は滅多に死刑にならず、刑期を終えれば出てきて、何食わぬ顔で生きていく。だから被害者の遺族の心身の傷は一生癒えない。そういう不条理を私は書こうとしたのだと思います。その時、もう少し別の視点で書けないかとは少し考えました。そのことを私も自分でよく覚えておりますが、私の思慮の浅さで、結局は平凡で残酷な復讐小説になってしまいました。

### 感銘を受けた、毅然と社会に訴えるあすの会の姿勢

95年にその本が出版され、岡村真苗様の事件がその2年後の97年に起こります。それから98年に「司法の扉、被害者に開け」という記事を岡村先生が読売新聞にお書きになりました。真苗様は刺されてひん死の重傷を負われたなかで、「強盗！ 誰か捕まえて」と渾身の力を込めて叫ばれた。これは岡村先生が事件の後に、近所の人からお聞きになったことだと書かれています。普通は「助けてと」と言うところを、「捕まえて」と言われた。「それは家内だけなげさだったと思う」と、それだけ本当に控えめにお書きになりました。真苗様は、こんな犯人が社会に野放しになってはいけないという強い正義感をもっておっしゃったんだと思います。それが岡村先生の耳に届いて、犯罪被害者や遺族の立場を変えていこうという奇跡的な活動を始められる原動力になった。それはもしかしたら真苗様の最後のお声の力だったのではないかと私は思っています。

そして、長年、被告人、加害者の側の弁護をなさっていた先生が、犯罪被害者の立場について調べ、本当に被害者は蚊帳の外に置かれているのだということを実感された。まず被害者側の捜査状況の閲覧や被害者側の

裁判への参加、発言権や質問権、記録閲覧や謄写の権利を与えるべきであるということを提言され、さらに附帯私訴の制度や、被害者の側につく国選弁護人について提言なさいました。

2000年、岡村先生は文藝春秋の7月号に「私は見た。犯罪被害者の地獄絵」という文章をお書きになりました。その中で、社会の中で犯罪被害者がどんな立場に置かれているかということを冷静に、客観的な視点で、実際に行き届いた文章でお書きになりました。これほど驚き、これほど感銘を受けて、生意気な申しようですが、これほど文章として行き届いたものがあろうかと思うほど心に残り、何回も読み返しました。日本の国や社会が犯罪を、加害者に対する処罰の対象としてしか見ない。被害者の人権や被害の回復には何の効力もないということが私にもよくわかりました。大きな3点を抜粋すれば、まず被害者ご自身や被害者の遺族の心身の苦痛について考えられたことが一度もなかったのではないかということ。そしてもうひとつは法外な医療費を払っていらっしゃるということ。そしてもうひとつは、一家の大黒柱が犯罪被害者になった場合には、収入も閉ざされてしまうということ。この3つが私はもっとも重大な問題ではないかと思いました。

あすの会からはいろいろな資料を送っていただき、それにほぼ目を通させていただきました。大変感銘を受けたのは、被害者の方や被害者の会が、毅然とした姿勢で社会に訴えていらっしゃることです。「私たちの会は被害者の癒しや慰めのための会ではない。当然、与えられるべき権利を求めて戦う会である。刑事裁判を被害者の手に取り戻さなければならない。加害者を許すことができるるのは被害者だけなのだ」。私は読みながら



本当にそうだと思います。そしてその姿勢に感動し、微力でもご協力させていただきたいという気持ちになりました。

それから驚きましたのは、署名活動をなさったということです。被害者の人権や権利について、ある意味、無関心だった人たちにわかってもらうのは、すごく難しいことだと思います。そのことに納得をして署名してもらう。あすの会の皆さんは、全国で署名運動をされて55万7215人の署名を集められた。それを小泉首相や法務大臣に提出なさって、彼ら政治家の心も動かされた。そして司法制度改革が推進され、頭の固い政治家を動かしたのはすごいことだったと思います。

2004年には犯罪被害者等基本法ができ、その後、改正刑事訴訟法によって、裁判への被害者参加制度が生まれました。そして最初にお話ししたような法廷の空気が生まれたわけです。また、時効の廃止もすごいことです。

### 広い目で犯罪被害者を描く社会小説を

犯罪被害は何の非もない人に突然に訪れ、そして人がひっくり返るような打撃を受けます。どの国でも何パーセントかはどうしても犯罪が起こり、どうして

も被害が起きてしまう。その方は、もしかしたら自分の代わりに被害者になって下さったのかもしれない。そういう意味で、あすの会は、国民皆が恩恵を受ける可能性のあることをされたと思います。

私も岡村先生にお会いする機会を与えられ、あすの会の大会に参加させていただくというご縁をいたいたことを心から感謝しております。最初に復讐小説の話を少ししましたが、そのときに立ち返って何度も思うのは、広い目で犯罪被害者を描く社会小説を描くべきであったということです。そしてこの講演の準備をしていて、これからでもそういう小説を書けるんじやないか。まだこういう活動を知らない人たちにわかつてもらう小説を作れるのではないか。そういうことも自分で考えてみようと思いました。

ひとりでも多くの国民が、自分が被害者になったかもしれないという思いをもって、犯罪被害に遭うということについて考えなければいけない。被害者を思う心ある人がひとりでも増えていくように、書く機会のある人間として、いろいろなかたちでそのことを書いていかなければならぬと思っております。

## パネルディスカッション「新しい犯罪被害者補償制度」

[パネリスト(敬称略)] 諸澤英道(常磐大学理事長・あすの会顧問)

杉本吉史(弁護士・犯罪被害者支援弁護士フォーラム代表世話人)

松畠靖朗(あすの会顧問弁護士)

林良平(あすの会幹事)／鈴木氏(仮名)(付添・中村竜一弁護士)／大崎利章／

海老沼宣(代理出席・米田龍玄弁護士)

[コーディネーター] 高橋正人(あすの会幹事・顧問弁護士)

高橋 犯罪被害の中でも凶悪犯罪の被害者は、一生立ち直れないほどの痛手を受けております。しかし、誰からも支援を受けることなく、経済的・肉体的・精神的に苦しんで参りました。

息子さんを通り魔に殺害され、私財を投げ打って活動された市瀬朝一さんという方のおかげで、1980年に犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(犯給法)ができました。しかし、この犯給法には大きな問題点があります。1つめは支給されるお金が見舞金的な性格しかないということです。そのために医療費の自己負担分は原則として払わなければいけない場合があり、介護やリハビリ、住宅改造にかかる費用は一切補償されません。また支給額も大変に低額です。

2つめは、犯給法は被害直後の早期の援助だけを目的としていたため、被害直後に一時金を支給するだけ

だということです。これでは被害前の平穏な生活を営む状態に回復するにはとても不十分です。

そして3つめは遡及効、つまり過去に起きた犯罪の被害者まで遡って法律の対象とするというものです。犯給法にはこういう遡及効がありませんでした。

そして4つめはきわめて現実的で切実なのですが、犯給法による支給額ではとても生活できないにもかかわらず、生活保護が受けられないという実態があります。

あすの会ではこうした問題に取り組み、新しい被害者補償制度を作り上げるために、今回のパネルディスカッションのテーマとして取り上げました。まず犯罪被害者の経済的に困難な実状をお話しいただきます。今日は4名の犯罪被害者の方にパネラーとしてご出席いただきました。まず大崎さんから体験談をお話しいただきます。



大崎利章 氏

## 体験報告～被害者を取り巻く経済状況

大崎 岡山県倉敷市から参りました大崎と申します。まず私が遭った犯罪被害は殺人、殺人未遂、放火です。事件は平成22年2月25日の午後5時半頃、私の自宅で起こりました。被害に遭ったのは私の妻と長男と次男の3人で、加害者は私の弟です。当時、私の家族は母屋に住んでおり、両親は離れに住んでいました。弟は母屋の2階の一室を使っていました。弟は賭け事が好きで、仕事は1年のうちの半分ぐらいしかしておらず、賭け事で負けると両親に暴力を振るっていました。両親はそれに耐えきれず、なぜか私たち夫婦にその暴力を向けさせようとし、弟はやがて私たち家族を敵対視し、家の中で暴れ、威嚇し、嫌がらせをするようになりました。それが殺人事件になるとは思ってもいませんでした。

事件が起きたときはまだ帰宅していましたが、子どもたちに聞いた話によると、弟が突然家の中に入ってきて、母親を何度もナイフで刺したのを見たそうです。それから子どもの方に来て「お前らも殺してやる」と言いながら、ナイフを振り回してきたそうです。子どもたちはそれぞれ20針以上縫う大ケガをさせられました。その後、弟は灯油をまいて家に火をつけました。妻は放火された家の前で、次男を何度も呼んで探していました。その後、妻は意識がなくなり、出血多量で死亡が確認されました。子どもたちは命をとりとめましたが、頭や背中に傷が残り、また目の前で母親をナイフで殺されていることから、注意欠陥多動性障害という精神障害に苦しめられるようになりました。この事件の精神的な苦痛はとても言葉に表現できません。

事件後、精神的な問題に加え、経済的な問題がありました。7000円ぐらいしかお金を持っていなかったので入院費が払えなくなる心配があり、付き添いのベッドは借りず、椅子に座ったまま寝ていました。食事も買えないでの、子どもたちの残したものを見ていました。銀行のカードは妻が管理しており、また殺人事件のた

め銀行口座を凍結され、お金を引き出すこともできませんでした。

退院は早すぎると止められましたが、支払いが溜まると思い病院を早めに退院しました。しかし、子どもの傷口が開き、出血がひどくなつたので、また病院に戻り治療する始末でした。自宅に戻ってからも、共稼ぎでしたが妻の収入がなくなり、食事も作ったことのない私が作るようになり、満足に食べさせることもできない状態でした。治療費がかさむため精神障害の治療は満足に受けさせることができませんでした。事件後、治療費の負担がなければ、傷が完全に治るまで治療をさせることができ、精神的な治療もすぐにしていれば症状が軽くて済んだかと思うと、子どもたちに申し訳ない気持ちでいっぱいです。

また家財道具を買うこともできず、焼け跡から電気継電を見つけて洗濯したりしました。休日はずつとの作業で、つらい毎日でした。次男は精神的なダメージが大きかったので、学校の送り迎えが必要になり、私は思うように会社に出社できなくなり、収入が激減しました。また加害者が弟であったために、犯給法による支給もまったくありませんでした。誰も助けてくれる人がいませんでした。

しかし生き残った子どもたちのためにも私がしっかりし、殺された妻のためにも子どもを育てていかねばと思っております。

犯罪被害に遭って経済的に苦しい状態に陥った場合、自力での回復はかなり難しいと思います。被害者は犯罪被害と経済的生活の二重の苦しみを抱えてその後の生活を送らなければなりません。せめてカウンセリングや治療に関する費用の心配をなくしてほしい。衣食住が足りる程度の補償は国に整備してほしいと思っています。

高橋 どうもありがとうございました。この事件が起きたのは平成22年2月の25日です。平成20年7月1日に犯給法が大々的に改正されて、自賠責保険並みになったのだと国は大変誇らし気に言っておりました。本当に改正された後の事件なのかと、治療費も補償されない。こんなバカなことがあるのかと、私はびっくりしました。

次にご紹介する鈴木さんは、大変理不尽な犯罪に遭って高次機能障害になり、うまくお話をできません。でもどうしても訴えたいということで、ご登壇いただきました。今日は中村弁護士に代読していただきます。

中村 私は兵庫県で会社を経営しておりましたが、平成20年、従業員と愛知県に出張していたとき被害に遭いました。従業員が運転する車に乗り、コンビニの駐車場に入ろうとしたところ、そこから出ようとした若者

グループと鉢合わせになり険悪な雰囲気になりました。私は車を降り、興奮する若者グループをなだめしていましたが、その中のひとりに殴られて転倒し、後頭部を地面に打ちつけて意識不明のまま病院に運ばれました。病院で緊急手術を受けましたが、20日間意識が戻りませんでした。幸い命だけは取り留めましたが、重い後遺障害が残ってしまいました。

刑事裁判で加害者は容疑を否認し、私への謝罪は一切ありませんでした。結局、暴行の事実が認められ懲役3年6ヶ月の判決が下されました。ただし悔しかったのは、加害者の言い分に従って、私が加害者にいいがかりをつけた、頭突きをしたということが認定されてしまったことです。私自身、後遺症のせいで事件当時の記憶がなく、きちんと反論できませんでした。

私には左半身麻痺の後遺症が残り、杖がないと歩けません。今までの当たり前の生活ができなくなりました。それ以上につらいのは高次脳機能障害が残ったことです。人の話を理解して判断することが難しくなり、記憶力も弱くなり、めまい、ふらつき、耳鳴りがひどく、家にひとりでいるときに失神して倒れたこともあります。不安なのでひとりで外出できません。声も出づらくなりました。事件前の記憶も曖昧になり、よい思い出の一部も消えてしまい、とても悲しく悔しいです。事件後は感情の抑えが効かなくなり、暴力的な性格になってしましました。

事件前は一緒に生活をしていた内縁の妻とは、収入のこと、暴力のことなどがあり、今は別居しています。今は実家に戻って、母とふたりで暮らしていますが、母にさえ暴力を振るってしまうことがあります。症状を抑える薬を飲むと何もする気力が湧かなくなりますが、飲まないわけにはいきません。事件によって人生が滅茶苦茶になりました。以前のように家族と一緒に安心して暮らせるようになります。



鈴木 氏(仮名・左)と中村竜一 弁護士

経済的な部分ですが、事件前は月100万円ぐらいの手取りがありました。しかし事件後、収入はゼロになりました。当面の生活は犯給法による給付金、419万円でつないでいます。この支給額も、刑事裁判で私に落ち度があったことになり3分の1減らされてしまいました。生活保護も、預金額が10万円以上あるということで申請できないでいます。

事件後、愛知県の病院に約1ヵ月、兵庫県の病院に転院して約3ヵ月間入院しました。大変な金額になっていると思いますが、手術、入院費用は姉が立て替えてくれました。退院後、今は自宅から2ヵ所の病院に2週間に1回くらいのペースで通っています。相当の治療代、薬代、交通費がかかります。付添人の費用もかかります。本当はもっと通わなくてはいけないのですが、経済的な理由から思い通りに通院できません。またリハビリにも通いたいのですが、費用がかかるため断念しました。そのほか段差をなくしたり手すりをつけるなど自宅の改築をしました。市から補助金が出ましたが全額ではありません。食事が作れないで出来合いのものを買うしかなく、食費もかかります。

民事裁判を起こし、約1億6000万円の賠償を求める判決が下りましたが、加害者からは1円も支払われておりません。判決は加害者が払わなければただの紙切れにしかならないのです。服役中の加害者は、来年社会復帰してきます。損害賠償を請求して逆恨みされないかと心配です。民事裁判の判決の損害額を、国が一旦立て替えてくれる制度や医療・リハビリ、付き添い介護などを無償で提供してくれる制度があればとても助かります。ぜひ実現してほしいと願っています。

鈴木 話を聞いていただきありがとうございます。

高橋 この事件も平成20年の事件です。これだけの障害を受けて、支給されたのはたったの419万円。今は収入がゼロ。本当にひどいと思います。

次にご紹介する海老沼宣さんは、インフルエンザにかかってしまったために欠席されていますので、米田弁護士に代読していただきます。

米田 平成14年の7月4日1時頃、宇都宮郊外の閑静な住宅街で隣人同士のトラブルの末、散弾銃を持つ隣の男性による発砲事件が起こりました。突然の凶弾により、義理のお姉さんは倒れ、亡くなりました。この音に気づき、2階から目撃した海老沼さんの奥さんがお姉さんを助けに1階に降りていきました。そして裏庭に出たところで犯人から3発撃たれその場に倒れてしまいました。



米田龍玄 弁護士(海老沼 宣 氏代読)

犯人はその直後にその銃を使って自殺しています。宣さんは事件後、誰が犯人に銃の所持の許可を出したのか、事件の真相・原因を調べることにしました。そしてお姉さんがつけていた日記を確認したところ、犯人からお姉さんが長年にわたって受けていた嫌がらせの内容がたくさん記載されていました。お姉さんはそのことを宇都宮南警察署安全生活課に相談もしていました。嫌がらせは、平成12年頃からひどくなり、事件の1年前には車による故意のひき逃げ事件もあったそうです。そのような中で犯人は、事件の半年前に警察から銃の所持の許可を受けていたのです。

事件後、奥さんは緊急搬送されICUに入院をしました。全身に銃弾を浴びたため、髪の毛は剃られ、服もはぎ取られてガーゼで全身覆われている状態です。体のまわりには氷が置かれ、全身数カ所に注射針が刺さっていて、生命維持装置などの機械もたくさんつけられています。医師からは意識不明で危険な状態であると告げられました。

数日たって意識は回復しましたが、まったく記憶がなく、銃弾が眼球を破裂させ、脳内にも数発の弾が貫通して脳細胞が破壊されており、記憶や体感機能が元通りになることは難しいと医師から宣告されました。自分がどこにいるのか、なぜ入院しているのか、どうしてケガをしているかもわからない。体の痛みもわからない状態でした。

その後、特別病室に移り、入院3ヵ月後に転院するように言われました。ひとつの病院に入院できるのは3ヵ月に決まっているということでした。その後、リハビリセンターに約4ヵ月入院しました。そこで右手が少し動き始めましたが、やはりそれでもしひれが強いという状態です。また左手はまったく機能せず、両足は腰の下が重く、また痛みもまったく感じず、動きません。左目の義眼を消毒のために取り出したり挿入したりすることは病院では専門外だと言われ、宣さんが通院して行っていました。

2つ目の病院を退院後、妻の体内には100発以上の鉛の弾が入ったままで、何が起こるか予測不可能な状態であると診断されています。今も通院して検診治療をする毎日で、不安な日々を暮らしています。介護保険の申請をしましたが、対象にはならないと言われました。

経済的な状況ですが、病院への入院で、一時的に400万円程度の支払いをしました。このとき病院からは第三者からの傷害のため保険は適用されないこともあると言われて、宣さんは会社へ何度も連絡をして保険が使えるようにと念書も書いたということです。

自宅へ戻ってからは、バリアフリーにするための改築費、車いすの費用、車の改造費、義眼、義足の費用などを支出しました。また退院後、1年間で医療費、雑費で50～60万円、介護支援をお願いしてからは別に60万円かかっています。

犯罪被害者および家族は理不尽な被害を受けてすでに深く傷つき苦しんでいるのですから、せめてその後の医療費などについて心を痛めることがあってはならないと感じています。また行政の冷たさを感じました。

被害者の生活環境の万全な確保と維持が必要であり、安心して生活できる救済措置ができるこころを心から望んでいます。また、宣さんは介護をするために仕事を辞められましたが、被害以前の収入の維持が必要だと考えています。

高橋 ありがとうございます。次にあすの会幹事の林さん、お願いします。

林 平成7年1月25日に看護師をしていた妻が仕事の帰りに信号待ちをしているところを、出刃包丁で右腰を突き刺されて被害に遭いました。刺した後、逃げたら追いかけてきたということです。目撃者はたくさんいましたが、結局、犯人は捕まらないままずっと来ました。

あすの会の活動が始まり、事件から10年ぐらい経った頃、犯罪被害者の刑事司法への参加制度が実現するようになりました。その頃、懸賞金をかけて犯人を捕まえたいと岡村先生に相談したら、「やりなさい」と力強い後押しをいただき、懸賞金をかけ、一昨年の1月と8月の2回、事件現場の近くでビラ配りを行ってきたわけです。マスコミの方にもたくさん来ていただいて話題になり、それが効いたのでしょうか、昨年の6月28日に犯人らしき人間が出てきました。東京の浅草署で、パチンコ店でいざこざを起こしているところを警察に事情聴取された男の指紋が一致したのです。去年の1月24日、時効を迎えて、非常に悔しい思いをしたその後のことです。時効は成立しましたが、皆さんのおかげで犯人は出てきた。執念が実った感じであります。この場を借りてお礼申し上げます。

妻はショック状態で病院に救急搬送されました。手